

訂正用に捺印を押し
おくことも可能

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書）

中野区長 宛て

1行で書けない場合は建物名
省略可※部屋番号は必須

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 中野区中野〇-〇-〇 〇〇Aノト〇〇号

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者氏名 奈々志野 権兵衛

（法人の場合は代表者名を記入してください。）

創業予定 創業5年未満（該当）

押印不要
法人の場合、氏名のみ
（例：「(株)～代表」は不要）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支

記

主催者、事業名称（実施年月日、支援内容の番号）順に記載
してください。詳しくは、各年度の「事業の実施日一覧」で
セミナー等の実施日と記載方法を確認してください。

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
（内容は、事業名称及び支援内容（経営を①、財務を②、人材育成を③、販路開拓を④）に該当する番号）を記入してください。
※申請には①②③④全ての支援を少なくとも1回ずつ受ける必要があります。

- 中野区融資相談（〇年〇月〇日①、〇年〇月〇日①②）
- 中野区産業振興センター創業セミナー（〇年〇月〇日①②④、〇年〇月〇日③）
- 中野区産業振興センター創業・経営相談（〇年〇月〇日①②③）
- 東京商工会議所中野支部相談窓口（〇年〇月〇日①②③④）
- 西武信用金庫創業セミナー（〇年〇月〇日②）

産業大分類又は中分類の産業名（具体的に提供するサービス、製品、技術などの概要）の順に記載してください。産業大分類又は中分類については、総務省が示している日本標準産業分類から該当する産業分類を記載してください。

- 2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
(1) 商号（屋号） 〇〇株式会社
(2) 本店所在地 中野区中野〇-〇-〇
- 3 設立する会社の資本額 〇〇〇〇万（会社の場合）
- 4 事業の業種、内容 小売業（〇〇に向けた〇〇や〇〇の販売）
- 5 事業の開始時期 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

（2～5は、認定特定創業支援等事業による支援を受けて設立しようとする場合は、その内容について記入して下さい。既に事業を開始している場合は、その内容について記入して下さい。）

既に事業を開始している個人の場合は、税務署受付印のある
開業届の開業日を、会社の場合は、会社の設立年月日を記入
してください。

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

中区産第 号
証明日

この枠内と有効期間の年月日は、中野区が記載・押印します。
空欄のままとしてください。

※本証明書の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までです。

ここだけ記入

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

2019年4月
中野区

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする方又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要がありますので、必要に応じて写しを取っておいてください。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 中野区が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書の写しを提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 中野区が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた方は、証明書の写しを提出し、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります。）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者の方が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

特定創業支援等事業により支援を受けた方は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。証明書の写しをご提出下さい。（別途、審査を受ける必要があります。）

5. その他

(1) 法改正等により支援制度が変更・終了となることがあります。

(2) 証明書は、上記の支援制度を受けられることを保証するものではありません。